

尾瀬ボランティア募集要項

公益財団法人尾瀬保護財団

1 目的

尾瀬の保護と、適正利用の両立を図るため、尾瀬ボランティアは次の目的を達成することを目指して活動しています。

- 尾瀬の自然に対する理解の促進
- 尾瀬における適正な公園利用の推進
- 尾瀬の自然環境の保全及び復元
- 尾瀬の環境美化
- 尾瀬における利用施設の適正な維持管理
- 自然環境保全意識の普及啓発

2 主な活動内容

- 入山口啓発活動：入山口でのマナーやルールの呼びかけ、情報提供
- 巡回・清掃活動：開花状況や登山道の状況等の情報収集、ゴミ拾い
- 自然環境保全活動：外来植物除去作業、植生保護柵の設置・撤去
- 自然解説活動：ビジターセンター周辺での利用者への案内や自然解説
(所定の研修を履修する必要があります。)
- 地域活動：尾瀬国立公園外での普及啓発活動（自然や保護活動の紹介）

3 登録期間

2年間（最長）

- 更新することができます。
- 本人からの申し出、あるいは認定することが不適当であると認められる事由が生じた場合には、尾瀬ボランティア規程に基づき、理事長が登録を取り消すことがあります。

4 費用負担

尾瀬ボランティアによる活動は、活動場所までの交通費を含め、原則自己負担とします。

ただし、尾瀬ボランティアの活動中の事故により生ずる、尾瀬ボランティアの利用者に対する損害賠償責任及び尾瀬ボランティア自身の傷害等の補償については、財団が加入する保険の範囲内で対応します。

5 応募要件

- 登録時点で18歳以上の方（高校生は除く）
- 心身ともに健康であり、山岳地帯である尾瀬において野外活動を行うための体力がある方

6 応募期限

令和5年4月20日（木）まで

上記以降の提出は、令和6年度以降の登録対象となります。

7 応募～登録の流れ

(1) 応募

- 提出書類
 - ・ 応募用紙（ホームページよりダウンロードしてください。）
 - ・ 写真1枚（縦3.0cm×横2.5cm）
 - ※応募用紙貼付のものとは別に1枚提出
 - ※データでの提出可
 - ※郵送の場合は、裏面に氏名を記入
- 提出方法
 - 郵送、またはE-mailにて、下記提出先に御提出ください。

(2) 尾瀬ボランティア講座（講義）受講

日程：令和5年7月8日（土）13:00 開始予定

場所：実際の会場（群馬県庁）とオンラインのハイブリッド開催を予定

※会場等の詳細は4月下旬に応募者にお知らせします。

(3) 尾瀬ボランティア講座（現地研修）受講

日程：令和5年7月22日（土）8:30 入山口集合予定

※集合場所等の詳細は4月下旬に応募者にお知らせします。

(4) 登録

尾瀬ボランティア講座修了後に尾瀬ボランティア証を交付します。

活動の際は、必ず尾瀬ボランティア証を身につけてください。

8 応募書類提出先・問合せ先

（公財）尾瀬保護財団 企画課

所在地：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁20階

TEL：027-220-4431

FAX：027-220-4421

メール：info@oze-fnd.or.jp